

# 一、共済組合年金制即時制定要求の件

本部提案案

吉第は左記要綱に基く共済組合年金制の即時制定を期す

綱

一、脱銀一時金は重複なくこと、二限職年金年限が年金制実施後二十年以内とすること、

年金額入金は五年三種とす

二、強制加入者一日改玉施行日以上に組合員の加入

上由出資入組合員の資本額に及ぶ収支並に外子組合員の資本額

三、二十一年又二十年未満の組合員の資本額は二倍と十の四千九百四十円以上

者に對して年間行差率と組合員の賃給するた

尚年金制実施反前の掛金額は一月の掛金額の割増金の計算方法を定めること

五、幾年金タ一時金の年率は、該年金止めること

六、年金実施五年から金額は十分の二十五と限界とする

七年金受給の請求は、該年金額を算出する

八、銀行規則は必ずしも該組合年金額を減額せざるべく

本案は吉第の多年懇望し當事務總理と共に作成して、これが實現次第て運動を続け